

新型コロナ・診療報酬関連ニュース《病院向け》

厚労省は2月26日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（その35）と（その36）を发出。以下に、入院診療における内容を抜粋して掲載する。なお、事務連絡の全文については、当会HP又は厚労省HPに掲載されている。

新型コロナ回復患者の受入れ「二類感染症患者入院診療加算（750点）」、当面の間算定可能

2021年2月末までの算定とされていた「二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱い）（750点）」が、3月1日以降も算定可能な旨が示された。3月以降当面の間算定できることとされており、算定期限が決まった際には改めて事務連絡が发出されると思われる。

この加算は、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価するため、いずれの入院料を算定する場合であっても算定出来るもの。

再発等がなく、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」などがなくとも、新型コロナウイルス感染症からの回復患者である旨をレセプトの摘要欄に記載すれば算定が可能となっている。

4月1日から「入院感染症対策実施加算（10点）」が新設

全患者に対し手厚い感染防止策が必要となる観点から、4月1日より「入院感染症対策実施加算（10点）」が新設される。この加算は特に必要な感染予防策（※）を講じた場合に、**全ての入院基本料、特定入院料、短期滞手術等基本料において、1日につき1回算定可能。算定期限は9月診療分まで**となっている。また、DPCで算定する患者についても、上記と同様に算定可能だ。

入院患者の外泊期間中には算定出来ないので、ご注意いただきたい。

なお、この加算は、歯科に入院する患者へも算定可能。請求コードは以下の通り。

【請求コード】

（医科） 入院感染症対策実施加算（入院基本料） 190237150

入院感染症対策実施加算（特定入院料・その他） 190237250

（歯科） 入院感染症対策実施加算 301078050

※特に必要な感染予防策とは・・・

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこととされている。

（感染防止等に留意した対応の例）

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

このほか、新型コロナウイルス感染症の患者を**障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院させた場合**の取扱いが「新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて（その36）」にて示された。詳細は当該事務連絡をご参照いただきたい。